

あいち・なごや宣言

2014年11月10日から12日、愛知県名古屋市で開催されたESDに関するユネスコ世界会議の参加者である我々は、持続可能な開発に関する経済、社会、環境分野のバランスの取れた、統合されたアプローチにより、現代の世代が要求を満たしながらも、未来の世代が要求を満たすことができるよう、この宣言を採択し、持続可能な開発のための教育（ESD）の更なる強化と拡大のための緊急の行動を求める。この宣言は、人々が持続可能な開発の真っただ中にいることを認識するとともに、国連ESDの10年（2005年-2014年）の成果、つまりESDに関するユネスコ世界会議及び2014年11月4日から8日に岡山市で開催されたステークホルダーの主たる会合、すなわちユネスコスクール世界大会、ユネスコESDユース・コンファレンス、持続可能な開発のための教育に関する拠点（RCE）の会議、さらに地域の大蔵会合を含むその他の関連イベントや協議プロセスの審議に基づく。我々はESDに関するユネスコ世界会議の開催国である日本政府に心から感謝する。

1. 国連ESDの10年（2005年-2014年）の多大なる功績、特に国内外のアジェンダにおけるESDの位置付けを高め、政策を進め、ESDの概念的理解を深め、幅広いステークホルダーによる実質的な多くの優れた取組を生み出したことを祝し、
2. 国連ESDの10年の実施に積極的に参加した多くの政府、国連機関、非政府組織、全ての種類の教育機関・教育組織、学校の教育者と学習者、地域と現場、ユース、科学コミュニティ、学術界、その他のステークホルダー、また、10年間の主導機関としての役割を担ってきたユネスコに感謝の意を表し、
3. 2012年の国連持続可能な開発会議（リオ+20）の成果文書「我々が望む未来」に含まれるESDの更なる促進のための国際的なコミットメントを想起し、
4. 第37回ユネスコ総会において、国連ESDの10年のフォローアップとして、またポスト2015年アジェンダへの具体的な貢献として支持されたESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）が、教育、訓練、学習の全てのレベル及び分野においてESDの行動の導入、拡大を目指していることに留意し、
5. 気候変動（気候変動に関する国際連合枠組条約第6条及びドーハ作業計画）、生物多様性（生物多様性に関する条約第13条とその作業計画及び関係する決定事項）、防災（兵庫行動枠組2005年-2015年）、持続可能な消費と生産（持続可能な消費と生産に関するプログラムの10年枠組の持続可能なライフスタイルと教育プログラム2012年-2021年）、児童の権利（児童の権利に関する条約第24条（2）、第28条、第29条）、その他の分野における政府間合意において認められているように、ESDを持続可能な開発の実施のための極めて重要な方法として再確認し、
6. グローバルEFAミーティング2014にて採択されたマスカットアグリーメントにおける目標及び持続可能な開発目標（SDGs）に関する国連総会のオープン・ワーキング・グループによって提案されたSDGsの目標の中にESDが含まれたことによって示されているように、包括的な質の高い教育と生涯学習に不可欠で、変化させる力を持つ要素として、また持続可能な開発を可能にするものとしてESDの国際的な認識の高まりを歓迎し、
7. 第195回ユネスコ執行委員会で承認されたユネスコ／日本ESD賞の創設を評価し、

我々参加者は、

8. 批判的思考、システム思考、分析的問題解決、創造性、協働、不確実なことに直面した際の決断、また、国際的な課題がつながっていることの理解及びこの自覚から生じる責任のようない、地球市民そして地域の文脈における現在及び未来の課題に取り組むために必要な知識、スキル、態度、能力、価値を発達させることで、学習者自身及び学習者が暮らす社会を変容させる力を与えるESDの可能性を重要視し、
9. ESDは、全ての国、特に小島嶼国や低所得国のような最も脆弱な国になる公平であり持続可能な経済、社会の実現を目的として、先進国と発展途上国との両方が貧困撲滅、不平等の縮小、環境保護、経済成長のための努力の強化に取り組む機会であり、責任であることを強調し、

10. E S Dの実践は、持続可能な開発への文化の貢献、平和の尊重、非暴力、文化多様性、地域と伝統的な知識、先住民の英知と実践、さらに、人権、男女の平等、民主主義、社会正義のような普遍的原則の必要性と同様に地元、国内、地域、世界の文脈を十分に考慮するべきであることを重視し、
11. 関係する全てのステークホルダーが、G A Pの開始に際してのコミットメントへの具体的な貢献を通じて表明したE S Dへの参加に感謝し、
12. E S Dの五つの優先行動分野である政策支援、機関包括型アプローチ、教育者、ユース、地域コミュニティにおいて、フォーマル、ノンフォーマル、インフォーマルな環境における、包括的な質の高い教育及び生涯学習をとおして、G A P開始のモメンタムの構築及び維持を約束し、
13. 政府、政府が加盟する機関・ネットワーク、市民社会団体・グループ、民間企業、メディア、学術研究コミュニティ、教育・研修機関及びセンターをはじめ、国連機関や二国間・多国間開発機関、その他の種類の全てのレベルの政府間機関を含む、関係する全てのステークホルダーが、相乗的な方法で、a) 明確なゴールを設定し、b) 活動を開発、支援、実施し、c) 経験を共有するためのプラットフォーム（I C Tを基礎とするプラットフォームを含む）を構築し、d) G A Pの五つの優先行動分野におけるモニタリング及び評価の方法を強化するよう求め、
14. ユースをキーとなるステークホルダーとして巻き込み、尊重しながら持続可能な開発のための意志決定及び能力育成を強化するために、科学・政策・E S Dの実践のインターフェイスにおいて、特に教育省やE S Dに関する全省庁、高等教育機関及び科学やその他の知識コミュニティなど、全ての関係するステークホルダーが部門や分野の境界を越えて共同的で可変的な知識の生産、普及、活用、イノベーションの促進に従事するよう促進し、
15. ユネスコ加盟国の政府に以下のような更なる取組を求める。
 - a) 教育の目的、教育を支える価値をレビューし、教育政策とカリキュラムがどの程度E S Dのゴールを達成しているかを評価し、システム全体としての全体的アプローチ及びマルチステークホルダーの協力、教育セクター、民間企業、市民社会及び多様な持続可能な開発分野に従事する人々のパートナーシップに特別な注意を払いながら、教育、訓練、及び持続可能な開発政策へのE S Dの統合を強化し、教員や他の教育者の教育、訓練、職能開発が十分にE S Dを取り入れることを確保し、
 - b) 特にG A Pの五つの優先行動分野に沿った国内及びサブナショナルレベルのフォーマル及びノンフォーマルな教育・学習の両方に必要な機関の能力を構築するなど、政策を行動に移すために実質的な資源を配分、結集し、
 - c) 第一にE S Dを教育の目標として残し、分野横断的なテーマとしてS D G sに取り入れることを保証し、第二にE S Dに関するユネスコ世界会議（2014年）の成果を2015年5月19日から22日に韓国・仁川で開催される世界教育フォーラム2015において考慮されるよう保証することでポスト2015年アジェンダ及びそのフォローアッププロセスにE S Dを反映、強化させる。
16. ユネスコ事務局長に以下のことを求める。
 - a) G A Pの実施のためのユネスコのロードマップの枠組みの範囲で、政府、他の国連機関、開発パートナー、民間企業、市民社会と協力し、E S Dのグローバルリーダーシップを提供し、政策の共同作用を支援し、E S Dに関するコミュニケーションを円滑化し、
 - b) パートナーシップを活用し、ユネスコクラブ及びユネスコクラブ協会と同様、ユネスコスクール、ユネスコチェア、ユネスコが支援するセンター、生物圏保存地域及び世界遺産の国際ネットワークなどのネットワークを動員し、
 - c) E S Dの資金を含む適切な方策を保証する重要性を支援する。